

『心あひの風』について

—源俊頼の位相—

森 直 太 郎

—

六百番歌合、恋六の十五番（香風恋）に、

左 頭 昭

心あひの風いづかたに吹きぬらんわれには散らす言の葉もなし

右勝 隆信朝臣

色に出でし言の葉もみな枯れはてて涙を散らす風の音かな

というのがある。その判に、

右申云、風いづかたといへる、事たらぬ様に侍り。

左申云、右歌、無指難。

判云、左歌、風いづ方へといへるはたらすやは侍るべき。心あひの風こそみちのくとかや「たけふのこふに我はあり」などいふ事にやと思ひ給ふる程に、より所なくや。右歌、左方の人も難なしと申すめり。勝侍るべし。

とある。六百番歌合の判者は藤原俊成であった。従って、この判詞は勿論俊成である。彼は左、頭昭の歌を、

心あひの風というのは、催馬楽の「道の口」などという歌を本歌としたと思われるが、より所がない。

という理由で負けとして斥けている。「より所なくや」という言葉のもつ意味が問題となる。普通には本歌の取り方があいまいであると非難した言葉であると解すべきであろう。岩津資雄教授は、

「あらはにその歌と」わかるように古歌を取つてあるからよろしいというのである。「あらはにその歌と」取るとは、無名抄にも、「あらはに取るべし、その隠したる、いとわろし」とあるごとく、「ほの隠す」（あいまいな取り方）に対していわれることである。あいまいな取り方をすると、拠り所が無いとの非難を受けることになる。——（「歌合せの歌論史研究」）
P四三四

と、俊成の判に於ける本歌取りの問題を論じ、この顕昭の歌に対する判詞については、

本歌のあいまいな取り方をしたのに対して、拠り所無しと非難を加えているのである。（同書P四三四）

と論ぜられている。先に私の述べた通り、普通に考えられることで極めて妥当な解釈と思う。唯私は、俊成が催馬楽などの歌を本歌とする事自体が根拠のない事だと非難したのではないかと見る事は出来ないだろうかと考えている。岩津教授も、

判者の庶幾する本歌の範囲は勅撰集に限られていたのであって、万葉集や催馬楽の歌を本歌とすることについて消極的であったことは、前に引いた例（筆者云、顕昭のこの「心あひの風」の歌）によつても明らかであるが、……

（同書P四三五）

といわれているように、俊成は古今集以下の勅撰集並びにそれに準ずる集以外の古い歌集の歌を本歌とすることは嫌っていたようである。この顕昭の歌が催馬楽に拠っている事を指して「より所なくや」といっているので、根拠とすべきではないという強い感情があつたのではないかと思う。斯ういった俊成の気持は、顕昭に伝わっていたと

みえて、顕昭がその判に反論した六百番陳状には、最後の所で、催馬楽を本歌とした例歌を二首あげ、

これらにて催馬楽の歌をとりて、詠みやうをば心得合せ侍るべきなり。

といて、催馬楽を本歌とする歌の詠み方を知るがよい。その心をとりて詠むのが第一であるといっている。俊成が催馬楽などは本歌とすべきでないといひ、顕昭は催馬楽に拠る歌の詠み方は、斯くすべきだと答えた、やりとりであると思われぬ。

ところが、鴨長明の無名抄に、

近くは、土御門内大臣家に毎月影供せらるることの侍し比、忍びて御幸などなる時も侍き。其会に、古寺月といふ題によみて奉りし、

古りにける豊等の寺の榎葉井になほ白玉を残す月影

五条三位入道是を聞きて、「優しくもつかうまつれる哉。入道がしかるべからん時取り出んと思ふ給へつる事を、かなしくも先ぜられたり」とて頻りに感ぜられ侍き。此事催馬楽の詞なれば、誰も知りたれど、是より先には歌によめる事見えず。

とあって、長明が催馬楽「葛城」⁽¹⁾を本歌としてよんだ歌に対し、俊成が私が適当な時に詠んで発表しようと思つていた榎葉井の歌を詠みましたね、先を越されて残念です。などときりに感心している。これを見ると、俊成は必ずしも催馬楽を本歌とする事がいけないと真剣に考へていたものではなかつたようである。もつともこの歌は、その本歌の取り方もあいまいでないというより、むしろ本歌につきすぎた感がある。こうなると、先の私の考へは或は思いすごしであるかも知れない。ただし顕昭⁽³⁾も云つてゐるように、俊成の判は、不公平が多いといわれてゐるだけに、相手によつて判詞や考へ方がいくぶん左右された事はあつたのだろう。

俊成にはあまり好かれていなかったと思われる顕昭は、六百番陳状で、

顕昭陳申云、催馬楽の道口と申す歌に、

道の口たけふの国府に我ありと親には申し給へ心あひの風

といふ歌を思ひて、心合の風をよみて侍るなり。よりどころなしとは被難て侍るにか。心あひをば心よせなる方に思ひよせて、いかなる風たえず吹くらん、われには言の葉もちらさずとは、色事もせずなさけなしと詠めるなり。世俗の詞にも、なさけあるをば心あひありなどこそは申し侍るめれ。これにさきては何事のより所か可侍にこそ。されば俊頼朝臣も、

心合の風ほのめかせ八重薄ひまなきうちたちやすらふと

と詠めり。これも心あひの風ばかりをこそ詠みて侍るめれ。より所あらむとてたけふのこふとよみ、親に申し給へなど詠まん、悪しくや侍るべからん。如此ふるき事々を思ひて詠む歌も、たよりにしたがひて、其の詞多くも少くもとる事、無定見え侍り。

と、先の俊成の判詞に対してきびしく反論している。先ず催馬楽「道の口」を本歌として「心あひの風」を詠んだものであると明示し、あなたが指摘した通りの催馬楽がより所である。それだけわかっていたら、あいまいな取り方とは申せませうまい。勝手な非難をされるものだときめつけ、「心あひ」という事を恋しく思う人になぞらえ、その人にはどんな人が絶えず言い寄っているのか、私に対しては全くつれない、なさけないことだ。と詠んだのであると歌意の説明をし、世俗にもなさけのあるのを「心あひ」ありなどといっている。これについては、一体どんな「より所か可侍にこそ」と反論している。さらに俊頼の歌を例示してこれも「心あひの風」ばかりを詠んでいる。特により所をはっきりさせようとして本歌の言葉をあまりとるのは悪いだろう。といい、最後に「如此ふるき事々

を思ひて詠む歌も、たよりにしたがひて、其詞多くも少くもとる事、無定見え侍り。」と、古歌の詞の取り方は別に定めはない。多かろうと少なかりうと、その時々に従つて詠む者の自由であるという。これは顕昭の本歌取りの態度を示したもので、明かに俊成とは主張を異にしている。

顕昭は藤原顕輔の養子で、清輔らと六条家歌学を支えた一代の学僧であった。その歌風歌学の師承学統をいつてみれば、曾祢好忠―経信―俊頼―顕昭といった系列にある。平安中期以来、古今集の旧套を脱し斬新な歌風をうちたてようとした自由で進歩的な歌をよんで来た人達の末流といえる。そして俊成・寂蓮らの御子左家の歌風歌学と烈しく対立していた。俊成らとの違いは、今まで述べて来たように古語の使用や素材の範囲の広狭をみてわかるが、窪田空穂先生が「藤原俊成の歌論」という論考の中で、

顕昭は、歌は風情の寄り来るままに、興を主として詠むものであるとしてゐる。そして、取材の範囲の、俊成のいふが如く狭くはあるまじき事、又、合理を求むまじき事を論じてゐる。これを俊成の立場から観ると、歌は風情の寄り来るに任せたものだといふことは、歌は素材を主としたもので、艶もあはれも素材の持つてゐるものだといふことである。随つて取材は、心を離れた、単に眼をもつて、或は智識をもつて捉へたものであつてもいいといふことである。さうした意味での取材の範囲の広さは、俊成の堪へ難しとするところである。又合理を求めるといふことは、歌をさうした風情のものとし、単に軽い興味のものとしてゐるのに対して、歌は心の深所奥所に触れたものを、実際に即して具象したものだとする、その具象化の方法を非難するものである。これ亦俊成の堪へ難しとするところである。（「中世和歌研究」P三四六～三四七）

と論ぜられ、この二人が正反対の立場にあつたことを極めて明快にのべておられる。

然し私は、ここで顕昭と俊成の相違を論ずるのが目的ではない。顕昭が用いた「心あひの風」という語について

考えてみたいのである。

二

顕昭が本歌とした催馬楽は、

道の口

道の口 武生の国府に 我はありと 親に申したべ 心あひの風や さきむだちや

である。顕昭がいつているように、彼も俊頼も、この催馬楽によつて「心あひの風」を詠んだのである。という事は「心あひの風」という語はこの催馬楽以外に他に証歌を求め難く、歌にはまだ殆んで詠まれていなかったことがわかる。「より所なくや」と非難した俊成さえ、「心あひの風」とあるだけですぐ催馬楽の「みちのく」を思い浮べるほどのものであった。これは又反対にこの催馬楽が当時の歌人にはよほどよく知られたものであった事をも裏書きする。

やや下つて室町時代のことになるが、宋雅の「道すがら之記」に、

みちの口と申所にてたけふのこふはいづくなるらんとおぼえて

いく千代もなほ敷島の道の口たへす吹こせ山（も）心カあひの風（続々群書類従第九）

とあるのなどをみると、一層この事がよくわかる。平安以後の歌人達にとつてこの催馬楽は可成り心を惹かれていたものかと思われる。

この歌は武生の国府が曾て都会として栄えていた頃、遠く京か津の国から流れて来た遊女が風下の方にいる親を思つて詠んだ郷愁の歌か、それとも誰かがこういう遊女の哀れな生活を歌つたものか、何れにしても郷里の内陸の

方に向つて吹く風を「心あひの風」よ（心よせの親しい風よ）と呼びかけてのものである事は、柳田国男先生の「風位考」や「海上の道」に詳しいので省く。

「心あひの風」をよんでいる歌は、前記顕昭・俊頼の外に、慈円の歌が一首ある。その家集「拾玉集」巻第一にのつている、

數ならぬ身のうき雲を吹き払へ我を思はむ心あひの風

である。これは百首和歌——述懐と称するもの一首で、その奥に、

千日の山ごもりのころおもふことはただ諸仏の本懐なれば心もすみておぼえしことを書きつけしかば百首になり
にけりそのかみのことにて無下に左道之

とあるので、作者が比叡山の稚児であつた十二、三才頃の作かと思われる。従つて作者が果して催馬楽を本歌としたかどうかは疑わしい。歌からみても「心あひの風」は「われに心を寄せる親しい風よ」という程度の意味で催馬楽の歌とは特に関係がみとめられない。それだと「心あひの風」という語は、当時可成りの程度に歌語として一般に知られていたものではないかとも推測される。

「心あひの風」という語は「心あひ」と「あひの風」との同音から来た懸詞で柳田先生のいわれるように孤独の身の友として呼びかけたものである。詳しくは「心合のあひの風」とあるべき語であつたらう。本来「心あひ」と「あひの風」は別の語であつたのである。

「心合」というのは、顕昭が「世俗の詞にも、なさけあるをば心あひありなどこそは申し侍るめれ」（六百番陳状）といつていたように、当時情深いことをいうのに俗間で使われていた語かと思う。紀州南部では「私通」のことを「ココロアイ」と言っているそうである。これは情深いという意から追々に思いを寄せるという意味になつてきた

事を示している。それが同音の関係で「あひの風」にかけられるようになったのであろう。

三

万葉集卷十七に、

4017 東風あひのかぜ越俗語、東風謂之安由乃可是也いたく吹くらし奈呉の海人の釣する小舟漕ぎ隠る見ゆ

という家持の歌がある。この割註は家持自身の書いたものだろうといわれている。家持は天平十八年(746)から天平勝宝三年(751)まで足かけ六年間を守として越中に在任していた。年齢からいうと三〇才から三五才位までの間と推定される。始めての地方官としての在任であり、身心共に充実していた時で、彼の生涯で最もすぐれた歌を詠んだ時でもあった。越中に来て都とは風物、習慣、言語などの違いに大変興味をおぼえたらしく、そういった歌をずいぶん詠んでいる。この「あゆの風」もその一つで、この言葉によほど興があつてわざわざこんな割註まで入れたのであろう。他にも彼は「…わが立ち見れば 東あの風いたくし吹けば…」(4006)、「…立ち重き寄せ来東あ風いたみかも」(4093)、「東風あゆを疾み奈呉の浦廻に寄する波…」(4213)と三首の「あゆの風」を詠んでいる。「あゆの風」を詠んでいるのは万葉集中家持だけで、他には一首もない所をみると、都会人たる家持にのみ興味があつた言葉かと思われる。越では東風を「あゆの風」といつているというのは、家持が「あゆの風」ときかされた風が、たまたま東風であつた所からあゆ即東風というのは、家持の発案であつたかも知れない。何れにしても、東風という字は全くの宛字にすぎない。現在も日本海方面には、アイ又はアイノカゼという言葉があつて、東風、東北風、北風などの夏の季節風のことについている。これは家持以来の伝承によるものであつて、「あゆの風」は、海から陸へ向つて吹く風のことである。それ故、所によつては東風にも東北風にも北風にもなつたのである。柳田先生などは太平洋側

にある、アユチガタ、アイチケンなどのアユチ、アイチもそれではなかったかと疑つておられる。(「海上の道」筑摩版P 一三)

佐渡の民謡「両津甚句」の中に今も、

あいが吹かぬか 荷がのうて来ぬか 但しや新潟の 川どめか

というのが残っている。この歌などは可成り古くから日本海々上交通者の船のりによって歌われていたものと思つうが、アイの風によつて海上から安全に入港して来る船を待ちわびていた港の女達の氣持がよくわかる。能登に今も残っている「田切唄」にも、

あいの風さは男でないか 寝とる寝肌へそよそよと

というのがある。アイの風を男によそえた女の哀れな歎びが溢れている。これらに歌われているアイの風は、実は万葉集で家持がとらえたアユの風と同じものだったのである。即ち渡海の船を安全に港に運び、また海にある色々な珍らしい宝物を岸に吹き寄せる風であつた。海上生活者には港に待つ妻子や契りを結んだ女達があり、海上でのさびしい生活の中でこれらの女達を憶い起して歌い、港に待つ女達は男のくるのを待ちわびて歌つた。そしてこの両者の仲立ちをするのがアイ(アユ)の風であつたので、遠い万葉の昔から事は変らず、語も絶えないで伝わつて来たものであつた。家持は単に風の珍奇な呼び名に興を感じて詠んだままで、その風の意味する所は理解もされず、理解しようともせず長い年月が過ぎ、その間歌語として用いられる事もなかつた。それが催馬楽の中で「心あひの風」として用いられたのは、先に述べた「心あひ」という語が、海上の男を待つ女達の佻しい心と一つになつて、その男を運んでくれるアイ(アユ)の風と結びついて出来たものである。言葉は不断の流伝であるが、意味の上からは万葉の語とは断絶を持って新に生れたものである。家持が興を持った方言の呼名としてのアユの風が、恋

の歌語「心あひの風」となって再び文学に表れてくるまでには、はかり知れない紆余もあつたらうし、幾多の曲折もあつたらうが、アユもアイもとにかく海上の宝物を運ぶ海から陸へ吹く風であつたことには違いないのである。

四

「心あひの風」を歌語として最初に用いたのは源俊賴であろう。頭昭も例示したように彼の家集「散木奇歌集」卷八恋部下に、

心あひの風ほのめかせやへすがき隙なき思ひにたち休らふと

という一首がある。頭昭によれば「これも心あひの風ばかりをこそ詠みて待るめれ」とあつて、催馬楽を本歌として「心あひの風」を詠んだ歌だとしている。それに違いあるまい。本来、裏日本の海岸近い地方で海からのおとずれをもたらしものであつたアユの風が、催馬楽の歌では海岸から内陸に入りこんだ武生となり、船の男を待つ心も唯単に人を恋う心に変つてきている。俊賴はこの人を恋う意の恋の語として「心あひの風」を用いたのであつた。「俊賴髓腦」に、

こちといへる風あり、ひんがし風なり。あゆの風といへる風あり、それ又ひんがしの風なり。……こころあひの風といふ風あり、催馬楽にみえたり。女のすゞみあへらむなどによせ詠むべきなり。

とある。これで見ると、「あゆの風」と「心あひの風」との脉絡は全く気付いていなかつたらしく、はっきり区別している。万葉のアユの風は、やはり明瞭に断絶して新しく平安朝には「心あひの風」が生れたと見るべきであろう。唯、その風がアユと同じく夏の風であつたという事は「女のすゞみあへらむなどによせ詠むべきなり」といっているのわかる。俊賴は催馬楽の歌を、やはり流れ者の女の歌と解し、然も夏の夕涼みの景と解したのである。

この心持をもって詠んだのが、「心あひの風ほのめかせ……」の歌であつたのであろう。

俊頼は金葉集時代の随一の歌人として多くの人の尊崇をうけ、歌人としての榮譽を担つた人であつたが、反面、官位は低く、官人としての出世はおそかつた人である。寛治元年(1087)三十三才で左京権大夫、従四位下に叙せられてから、長治二年(1105)五十一才で木工頭に任ぜられ、従四位上となるまで、実に十八年間そのままであつた。何等かの理由があつたのかは知らないが、不遇という外はない。天永元年(1110)五十六才で越前介を兼任し、その翌、天永二年には五十七才で致仕している。従四位で終つたのである。散木奇歌集には、この事に対する怨み、嘆きが随所にみえる。

はるのつかさめしに俊重が式部丞申ける文にそへて頭弁重資のもとへつかはしける

日の光あまねき空のけしきにも我身ひとつは雲がくれつつ

男俊重が式部丞を申請した文に父親俊頼がつけて蔵人頭に送つた歌である。

下藤にこえられてなげきけるころ

うき事は珍しからぬ身なれども旅にも袖のぬれまさるかな

正月五日叙位事など思ひつづけてよめる

ゆくゆくとけふ又誰にこえられてうき身ぞ河の流れせくらん

自分より身分の低い者に次々と追ひ抜かれてゆく、こんな嘆きを詠んだ歌はいたる所にある。それが頑なに閉鎖される心となり孤独な生活の中に、その後半生を沈めてしまったようである。不遇といわざるを得ない。

思ふ事侍りけるころ

せきあへぬ涙の川ははやけれど身のうき草は流れざりけり

『心あひの風』について

無常のこゝろを

しづのめがゑぐつむ沢の薄氷いつ迄ふべき我身なるらん

思ふことのみたがふ身なれば後世もいかゞと思ふによす

せりつみし心ならひの悲しきはみだの誓もたのまれぬかな

河よりいかだのくだるがくひのたてるをみてをしのけてくだるをみてよめる

筏士にあぶくま川の身をつくしをしのけられて過るころかな

むかひの江にわらはのあそびたはぶるを尋ぬればみそかひといふ物ひろふなりといふを聞きてよめる

江のよどにみそ貝拾ふうなひ子か戯れにてもとふ人ぞなき

など、いかにも焦躁と懊惱との中に日々を過していた事がわかる。

こうした不遇に対する不満や憤懣が積った上、一つにはその性格が控え目で極めて温和であつた事も原因して、

晩年は孤独なさびしい生活を近江の田上の山荘で過すこととなつたものと思われる。実はこの孤独性が「心あひの風」と相通ずるものなのである。

「心あひの風」は何度も述べて来たように孤独な身の友としての呼びかけである。催馬楽の女も、孤独な身の恋しい親への便りを仲立ちして呉れる友として風に呼びかけているのである。俊頼はこれをよんで我身をかえりみ、孤独のさびしさを思うと共に、一脉相通する気持を感じて、親しく「心あひの風ほのめかせ……」と呼びかけて詠んだのであらう。俊頼が「心あひの風」という語を、恋の歌語として取り入れた理由はここにあつたと私は考へてゐる。

俊頼は革新歌人であるといわれている。その革新的であるという所は、広く古典に取材し、万葉集などの古語を

多く用いて、古今集以来の一方的に定着した歌風を打破しようとした自由で清新な歌風にあるといわれている。成程古典に取材した歌も、古語を駆使した歌も多い。そのため時に新奇なものもあり、難解なものもある。然し曾祿好忠のように奇異のみに偏した濫りがわしきはない。同じ古語を用いるにしても、深い理解の上で用いられている事は、この「心あひの風」一つをとってみてもわかる。古語のもつ陰影を俊頼はその作家的直感で受けとめ、思い入って用いたと思われる所がある。それには彼の性格や境遇が多分に影響しているし、又好敵手として鬭争的ななげしい性格を持っていた藤原基俊がいたことも大きく影響していると思うのであるが、今は詳述する余裕がない。

鴨長明の「無名抄」に、

五条三位入道云、「俊恵は当世の上手なり。されど俊頼には猶及び難し。俊頼は思ひ至らぬくまなく、一方ならずよめるが、力及ばぬ也。……」

とある。俊成は俊頼の題材(素材)があらゆる方面に及んでいるとその範囲の広さをほめ、然も一つの傾向に片よらないで詠んでいるのがすぐれていると称揚しているのである。素材の範囲の広さは平安朝歌人随一であろう。一つの傾向に片よらないと俊成がみとめたのは、俊頼(1)の歌が清新自由ではあるが、そのすぐれたものは伝統の優雅さの中に陳腐さをぬぐい去った新しさを持っており、斬新さと伝統的な古風さとを綜合し融合せしめた歌風をみとめたものであろう。平安中期以来起ってきた革新歌風を受けつく俊頼ではあったが、好忠のように珍奇と思われるほど古語に執し、一方的な歌ばかりよんだ歌人は好まなかった。金葉集に好忠の歌を一首もとらなかつたのをみてもそれはわかるが、それには彼の性格から来るものが多分にある。彼は単なる革新歌人ではなく、古今以来の伝統的歌風と平安中期以後の新風とを集大成し、新古今歌風の端緒を開いた歌人であったと思う。基俊などは俊頼を敵視し、独りで仕かけ独りで騒いだだけの人で、却って俊頼の影響を最も多く蒙った歌人であろう。然しこの基俊の存

在は俊頼の歌風に一層のあつ味をもたらす結果となったのであるが、それは次の機会にゆずる。

注

- (1) 催馬楽「葛城」
葛城の 寺の前なるや 豊浦の寺の 西なるや 榎の葉井に 白玉しづくや おおしとど おしとど
しかしてば 国ぞ栄えむや 我家らぞ 富せむや おおしとど としとんど おおしとんど としとんど
- (2) 「豊浦寺」「榎葉井」「白玉」と本歌の語を三句もとっているのはやゝ本歌につきすぎの感がある。
- (3) 鴨長明「無名抄」に、「顕昭云、此比和歌の判は、俊成卿、清輔朝臣、左右なき事也。しかるを、共に偏頗ある判者にとりて、其様の変わりたるなり……」と、俊成・清輔共に優劣をつけ難いすぐれた判者であるが、両者ともに不公平な所のある判者であるといっている。
- (4) 続々群書類従ではこの歌が「山あひの風」となっているが、これは「心あひの風」の誤植であろう。
- (5) 道のくち武生の国府に我ありと、親には申したべ心あひの風、さきんだちや
とあるアヒノカゼなどは、当時この南条郡地方に於ては、東北から吹く風を意味して居たのかも知れず、又さうで無くては親を西南の京なり津の国なりに、置いて来たといふ者の歌にはならぬのであつた。無用の説明だらうが此歌も元は遊行女兒の作かと思はれる。今日でも「芝で生れて神田で育ち云云」といふ如く、身の流寓をかこちつつ、素性をゆかしがらせるやうな歌を、よく彼等はいふものである(柳田国男編「増補風位考資料」明世堂版P三八)とある。
- (6) みちの口、武生のごふに我ありと、親には申したべ、心あひの風、さきんだちや
曾てこの都会が東西交通の衝であつた時代に、遠くこの風下の方から、さすらへて来たと称する女たちが、屢々斯ういふ歌を唱へて旅人の哀れみを誘はうとしたので……(筑摩書房版「海上の道」P八)などである。
- (7) 「心あひの風は所謂掛け言葉で、風を孤独の身の友と呼びかけたのであらうが……」(「海上の道」P八)とあるに
よる。
- (8) 平凡社版「綜合日本民俗語彙 第二巻」による。
- (9) 「あゆの風」については、柳田国男先生の「海上の道」に詳しい論証がある。是非参照されたい。
- (10) 俊頼の不遇や嘆きについては、中村義雄氏の「散木奇歌集の一つの性格」(東京成徳短期大学紀要2)に詳しい。参照されたい。

(11)

俊頼の歌については、久保美芽氏が「散木奇歌集の恋の歌」と題して、その用語を克明に分析し、万葉集以下の古典にある語と対比し、比較検討した好論文がある。(「古典研究第一号」ノートルダム清心女子大学国文科発行) 参照されたい。尚同誌所載の逢沢嘉子氏の「俊頼の系図と年譜」も極めて有益なものであったことを附記する。